

2020年3月

お客さま 各位

金沢信用金庫

### 普通預金規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、民法改正を踏まえ、2020年3月25日より下記の規定を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 改定する主な規定

規定名
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定
貯蓄預金規定
通知預金規定
納税準備預金規定
当座勘定規定（一般当座用）
当座勘定規定（専用約束手形口座）
定期預金共通規定
期日指定定期預金規定《ダイヤモンド定期》
自動継続期日指定預金規定《ダイヤモンド定期》
自由金利型定期預金（M型）規定 単利型 複利型《スーパー定期》
自動継続自由金利型定期預金（M型） 単利型 複利型《スーパー定期》
自由金利型定期預金規定《大口定期》
自動継続自由金利型定期預金規定《大口定期》
変動金利定期預金規定 単利型 複利型
自動継続変動金利定期預金規定 単利型 複利型
定額複利預金規定
積立定期預金規定
定期積金規定
譲渡性預金規定
財産形成預金規定
財形住宅預金規定
財形年金預金規定
振込規定

## 2. 主な改定内容

- (1) 成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出について
- (2) 定期預金等の満期日前の解約について
- (3) 通知等について
- (4) 各規定変更時の周知方法等について

○抜粋例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（成年後見人等の届出）条項を一部追加・変更（下線部を追加・変更）

なお、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

### 10.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、預金者について補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

○抜粋例：定期預金共通規定（預金の解約、書替継続）条項を一部追加・変更（下線部を追加・変更）

なお、定期預金共通規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

### 3.（預金の解約、書替継続）（抜粋）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。ただし、この預金の全部について元金に利息を加えて書替継続するときまたは元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、通帳のみでも取り扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

○抜粋例：定期預金共通規定（通知等）条項を新設

なお、定期預金共通規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

### 8.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

○抜粋例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（規定の変更）条項を新設  
なお、普通預金（無利息型普通預金を含む）規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

#### 16.（規定の変更）

(1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

①この規定の変更が預金者の利益に適合するとき

②この規定の変更が、普通預金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

(2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知します。

### 3. その他

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。  
ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

以上